

【表紙】
【提出書類】 大量保有報告書
【根拠条文】 法第27条の23第1項
【提出先】 近畿財務局長
【氏名又は名称】 カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社
代表取締役社長兼CEO 高橋 誉則
【住所又は本店所在地】 大阪府枚方市岡東町12番2号
【報告義務発生日】 2026年6月29日
【提出日】 2026年7月6日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】 1
【提出形態】 その他
【変更報告書提出事由】

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社ジモティー
証券コード	7082
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

(1)【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社
住所又は本店所在地	大阪府枚方市岡東町12番2号
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	1980年1月31日
代表者氏名	高橋 誉則
代表者役職	代表取締役社長兼CEO
事業内容	カスタマーエクスペリエンス、 リテールビジネス、 ライフデザインビジネス、 パートナーコミュニケーション、 データベースマーケティング

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社 経理部 相原 真寿
電話番号	080-4100-9802

(2) 【保有目的】

提出者は、発行者の非公開化を目的とした重要提案行為等を行うことを予定しております。

提出者は、発行者の普通株式及び新株予約権を取得することを目的として、2026年5月18日から2026年6月29日までを買付け等の期間とする公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施いたしました。本公開買付けは2026年6月29日に成立しており、本公開買付けに係る決済開始日は2026年7月6日です。

提出者は、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）第180条に基づき、発行者の普通株式（以下「発行者株式」といいます。）の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む発行者の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を2026年8月下旬を目途に開催することを発行者に要請し、本臨時株主総会において当該議案に賛成する予定です。

(3) 【重要提案行為等】

該当事項なし

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号	法第27条の23 第3項第3号
株券又は投資証券等（株・口）	8,573,670			
新株予約権証券又は新投資口 予約権証券等（株・口）	A 85,000	-	H	O
新株予約権付社債券（株）	B	-	I	P
対象有価証券カバードワラント	C		J	Q
株券預託証券				
株券関連預託証券	D		K	R
株券信託受益証券				
株券関連信託受益証券	E		L	S
対象有価証券償還社債	F		M	T
他社株等転換株券	G		N	U
合計（株・口）	V 8,658,670	W	X	Y
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	Z			
共同保有者間で引渡請求権等 の権利が存在するものとして 控除する株券等の数	AA			
保有株券等の数（総数） （V+W+X+Y-Z-AA）	AB			8,658,670
株券、株券預託証券及び株券 信託受益証券のうち保有潜在 株券等の数に加算すべきもの の数	AC			
保有潜在株券等の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L +M+N+O+P+Q+R+S+T+U+AC）				85,000

【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （2026年6月29日現在）	AD	9,970,826
提出者及び共同保有者の保有潜在株券等の数	AE	85,000
保有潜在株券等のうち共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する潜在株券等の数	AF	
上記提出者の株券等保有割合（％） （AB / (AD+AE-AF) × 100）		86.11
直前の報告書に記載された株券等保有割合（％）		

（５）【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
2026年6月29日	株券（普通株式）	8,573,670	85.26	市場外	取得	1,420円
2026年6月29日	新株予約権証券	85,000	0.85	市場外	取得	新株予約権1個あたり 63,000円

（６）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

<p>提出者は、2026年5月15日付で、加藤貴博氏（以下「加藤氏」といいます。）との間で公開買付応募契約（以下「本応募契約」といいます。）を締結し、加藤氏が所有する発行者株式992,000株及び新株予約権136個（その目的となる発行者株式の数：27,200株）の全て（但し、新株予約権の行使により交付される発行者株式を含みます。）（以下「本応募対象株式等（加藤氏）」といいます。）について、本公開買付けに応募することについて合意いたしました。加藤氏は、当該合意に基づき、本応募対象株式等（加藤氏）について、本公開買付けに応募いたしました。</p> <p>なお、本応募契約において、発行者の株主を提出者のみにするための手続の効力発生及び金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）第24条第1項但書に基づき発行者が内閣総理大臣から有価証券報告書を提出する義務の中断申請に係る承認を受けることを条件として、加藤氏及び提出者が別途合意するところにより、提出者が所有する発行者株式の一部を加藤氏に譲渡するものとされており、当該譲渡の対価は、発行者株式1株につき1,420円（但し、発行者が株式併合又は株式分割等、対価の調整を要する行為を行った場合には、合理的に調整された金額）とされています。</p> <p>加えて、提出者は、2026年5月15日付で、()株式会社NTTドコモ（以下「NTTドコモ」といいます。）との間で公開買付応募契約を締結し、NTTドコモが所有する発行者株式1,846,316株の全て（以下「本応募対象株式（NTTドコモ）」といいます。）について、本公開買付けに応募する旨を、()株式会社プロトコーポレーション（以下「プロトコーポレーション」といいます。）との間で公開買付応募契約を締結し、プロトコーポレーションが所有する発行者株式1,219,512株の全て（本応募対象株式（NTTドコモ）と総称して、以下「本応募対象株式（NTTドコモ及びプロトコーポレーション）」といいます。）について、本公開買付けに応募する旨を、それぞれ合意いたしました。NTTドコモ及びプロトコーポレーションは、当該合意に基づき、本応募対象株式（NTTドコモ及びプロトコーポレーション）について、本公開買付けに応募いたしました。</p>

（７）【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額（AG）（千円）	12,201,386
借入金額計（AH）（千円）	
その他金額計（AI）（千円）	
上記（AI）の内訳	

取得資金合計（千円）（AG+AH+AI）	12,201,386
----------------------	------------

【借入金の内訳】

名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入 目的	金額 （千円）

【借入先の名称等】

名称（支店名）	代表者氏名	所在地